

(公共的施設における措置)

第9条 第1種施設の施設管理者は、その管理する第1種施設について、禁煙の措置を講じなければならない。

2 第2種施設の施設管理者は、その管理する第2種施設について、禁煙又は分煙の措置を講じなければならない。

3 第2種施設の施設管理者は、前項の規定により分煙の措置を講じた場合においては、喫煙禁止区域の面積の合計を、当該第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。

【趣旨】

本条の規定は、公共的施設の利用者が、その自らの選択によって、たばこの煙にさらされることを避けることができる環境を整備するため、公共的施設の施設管理者に対して、禁煙又は分煙の措置を講ずべきことを義務付けるものである。

【解説】

1 本条例の対象となる施設

本条例では、受動喫煙の健康リスクを取り除く必要がある施設として、客（利用者）に対して物品を販売し、又は役務の提供をするための設備を有する施設、すなわち、サービスを提供する施設をその対象とすることとしており（別表第1(17)に該当する施設を除く。）、それ故、別表第2(4)では、「前各項又は別表1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗」として、その旨を明確にしているのである。

そして、サービス業とは、論者によってその範囲は様々であるが、ここにいう「サービス業」とは、例えば、平成20年6月の産業構造審議会（経済産業大臣の諮問機関）新成長政策部会・サービス政策部会・サービス合同小委員会中間取りまとめ「『攻めのサービス産業』に向けて生産性向上を『点』」から『面』へ」において、「本報告書でサービス産業という場合、小売業や情報サービス業を含めた広義のサービス産業を指す」（1頁欄外の備考）とされていることと同様に、卸売業や小売業を含む広義の概念、換言すれば、第三次産業と同義の概念として用いているものである。

2 公共的施設の単位

別表第1に掲げる施設（第1種施設）は、その公共的空間を禁煙としなければならないが、一方、別表第2に掲げる施設（第2種施設）は、その公共的空間を禁煙とするか、分煙とするかの選択を施設管理者に委ねることとしている。

ここにいう「施設」とは、経済活動等（利用者又は客に対してサービスを提供する活動をいう。以下同じ。）の場所的単位をいうものであり、経済活動等が、単一の主体の下において、一定の場所を占めて行われ、かつ、サービスの提供が、人及び設備を有して継続的に行われていることが要件となるので、いわゆる無人店舗については、利用者（客）と直接対面してサービスを提供するための人的設備を有していないので、ここからは除かれることとなる。ただし、別表第1(17)に該当する施設は、もともと人を介したサービスを提供するものではないことから、除かれないこととなる。

(1) 複数の公共的施設として取り扱う場合

一の構内（全体の建物や敷地）であっても、その構内において複数の主体が経済活動等を営んでいれば、各主体が、一定の場所を占めて経済活動等を営んでいるものとして、それぞれを一の公共的施設として取り扱うものである。

また、一の構内（全体の建物や敷地）において、単一の主体が経済活動等を営んでいる場合であっても、互いのサービス提供に当たり、主たるサービス内容及びサービス提供区域が

重なり合わないものは、当該場所においては別の経済活動等が営まれているものとして、この場所を、独立した公共的施設として取り扱うこととなる。

例えば、日帰り入浴施設（第1種施設）内に、同一経営者による飲食店（第2種施設）が営まれている場合、飲食店は、独立した施設として認識することとなる。

※ 別の公共的施設として取り扱う例

- ・ 病院内のレストラン、フラワーショップ
- ・ ホテル内のレストラン、ブティック、フィットネスクラブ
- ・ スーパー銭湯内のレストラン、理・美容所
- ・ ゴルフ場内のレストラン

さらに、一の構内（全体の建物や敷地）において、単一の主体が経済活動等を営んでいる場合であっても、その中に経営諸帳簿を別にするなど（単に売り上げを別に計上するのみではなく、事業毎の申告が可能な程度のもの）、独立した経済活動を行う場所があれば、別の公共的施設として取り扱うこととなる。

（2）一の公共的施設として取り扱う場合

（1）に対して、サービス内容及びサービスの提供区域が重なり合う場合は、一の施設として取り扱うこととなる。

例えば、宿泊施設内にある飲食店であっても、宿泊客のみに食事を提供し、宿泊料金に食事代も含まれる料金設定が行われている場合は、別の施設ではなく、一の宿泊施設として取り扱うこととなる。

※ 一の公共的施設として取り扱う例

- ・ 宿泊施設内のダイニング（食堂）でランチ営業を行っている場合、宿泊施設と飲食店（食堂）とはならない。
- ・ 宿泊施設が日帰り入浴客を受け入れている場合、宿泊施設と公衆浴場とはならない。

3 分煙の措置の対象となる公共的空間

公共的施設内の公共的空間は、空間に連続性があるか否かを問わず、また、その構造（壁による遮断や複数フロア）にかかわらず、原則として、全体を一つの空間として把握することになるので、分煙の措置は、この公共的空間を分割すればよいこととなる。

したがって、例えば、複数階建ての飲食店の場合にあっては、いわゆるフロア分煙の方法も認められることとなるが、その一方、一の公共的施設において、複数のサービスを提供しているホテル等にあっては、それぞれのサービスを提供している空間（例えば、宴会場、結婚式場（チャペルや神殿）、衣装室、美容室や写真室）ごとに、分煙の措置を講じなければならないこととなることに留意しなければならない（規則第3条第1項）。

4 解説

（1）第1種施設における措置（第1項）

本項は、第1種施設について、施設の性格や利用形態に照らして、特に受動喫煙の健康リスクを取り除く必要がある施設であることにかんがみ、その施設管理者に対して禁煙の措置を講ずることを義務付けるものである。

なお、「禁煙の措置を講じなければならない」とは、単に、喫煙器具・設備を撤去し（第12条）、禁煙・分煙等の表示（第15条第1項）をすればよいというものではなく、施設管理者は、禁煙とした区域において喫煙をさせないように適切に管理しなければならない趣旨をも含むものであって、例えば、施設の利用者が、自らが持ち込んだ喫煙器具を用いて喫煙する行為を事実上黙認しているような場合には、本項の規定に違反するものとして、指導・勧告（第17条）、公表（第18条）、命令（第19条）及び罰則（第23条）の対象となり得るものである。

(2) 第2種施設における措置（第2項）

本項は、受動喫煙を避ける意思があれば、その施設を利用しないことができる施設（代替性が高い施設）、受動喫煙の健康リスクが相対的に低い者が主に利用する施設（大人向けの施設）である第2種施設について、禁煙の措置を一律に講ずることによって事業者が受ける経済的影響や喫煙者の自由にも配慮し、分煙の措置を選択することを認めるものである。

なお、「禁煙又は分煙の措置を講じなければならない」の趣旨及び違反があった場合の罰則の適用については、第1種施設と同様である。

(3) 喫煙禁止区域の割合（第3項）

本項は、分煙の措置が実効のあるものとなるよう、分煙の措置を講じた場合における喫煙禁止区域の面積割合を、努力義務として示すものである。

喫煙禁止区域の面積割合については、平成18年度の喫煙率調査（平成18年厚生労働省国民健康栄養調査による成人喫煙率は、全体で23.8%、男性で39.9%、女性で10.0%）による非喫煙者の割合（76.2%）を一定程度下回る数値を設定することが、努力目標としては適当であると判断されたことから、「おおむね2分の1以上」としたところである。